

四條畷市産業振興基本条例（素案）

豊かな自然と多くの歴史遺産に恵まれた四條畷市は、都市圏に近接する立地条件から早期に交通網が整備されるなど、利便性の向上により住宅都市として発展し人口が増加するとともに、商業及び工業分野においても成長を遂げ、また農業分野においては、古くから東部地域や西部地域で米づくりを主体とした農作物の生産が盛んに行われてきました。

一方で、社会や経済の環境が大きく変化し、各産業分野においては消費者が求めるサービスの多様化や消費行動の広域化により、本市の産業を取り巻く環境は、これまでの地域産業の振興に関する施策だけではこれらの課題に十分に対応しきれない状況となっています。

今後、四條畷市の地域産業が活性化し、将来に向けて持続的に発展するためには、自然や歴史遺産をはじめとする有形資源を最大限に活用し、かつ、商業、工業、農業及び観光を軸として、それぞれの分野が地域の中で共存、共栄を図ることで、郷土に愛着を持ち、にぎわいあふれるまちへと成長することを目指して、この条例を制定します。

四條畷市は、都市圏に近接する立地条件により住宅都市として発展し、各産業分野も成長を遂げてきましたが、社会や経済の環境が変化する中で、本市の産業を取り巻く環境は、これまでの産業振興の施策では十分に対応しきれない状況となっています。これらの課題を各主体の連携及び協力によって解消し、にぎわいあふれるまちへと成長することを目指して、四條畷市産業振興基本条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、本市における地域産業の振興に関する基本的な方針を定め、並びに市、事業者、経済団体、市民及び教育機関の役割を明らかにするとともに、産業振興に関する施策を実施することで、地域経済に活力を与え、地域産業の発展及び安定を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

地域産業の振興に関する基本的な方針を定め、各主体の役割を明らかにして施策を実施することで、地域産業の発展及び市民生活の向上に資することを目的としています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内で商業、工業、農業その他事業活動を行う個人及び法人をいう。
- (2) 経済団体 商工会、商業連合会、商店会、農業協同組合その他市内の産業振興に関わる団体をいう。
- (3) 市民 市内に居住、在勤又は在学し、地域と関わりを有する者をいう。
- (4) 教育機関 市内で地域産業の振興に向けた教育及び調査研究を行う大学その他の機関をいう。

地域産業の振興に係る「事業者」、「経済団体」、「市民」及び「教育機関」について定義します。

① 第1項第2号関係

「市内の産業振興に関わる団体」とは、市内事業者の事業活動を支援する組織、または市内事業者で組織する団体をいう。

② 第1項第3号関係

「地域と関わりを有する者」とは、市内において産業及び経済に関わりを持つ者をいう。

③ 第1項第4号関係

「地域産業の振興に向けた教育及び調査研究」とは、市内において産業振興のための取り組みを行い、その結果を検証し充実を図ることをいう。

(基本方針)

第3条 地域産業の振興は、事業者の自助努力及び創意工夫を基礎として、市、経済団体、市民及び教育機関が積極的に連携し、協力して推進するものとする。

2 前項に規定するもののほか、地域産業の振興は、次に掲げる方針に基づき推進するものとする。

- (1) 地域資源を活用した事業の推進に努めるものとする。
- (2) 集客による消費促進ができる枠組みの構築に努めるものとする。
- (3) 各分野の枠組みを超えた事業者間の連携による新たな事業創出の推進に努めるものとする。
- (4) 事業者の経営基盤を強化し、地域産業の担い手及び後継者の育成に努めるものとする。
- (5) 地域産業の活性化を図り、雇用の確保及び拡大に努めるものとする。
- (6) 事業者の創業支援に努めるものとする。

(7) 安心安全な農作物の生産を促進し、地産地消の拡大に努めるものとする。

(8) 豊かな自然や歴史遺産を活用し、新たな魅力を全国へ発信する等、観光産業の振興に努めるものとする。

① 第1項関係

地域産業の振興は、事業者の自助努力及び創意工夫のもと、各主体の連携及び協力により推進します。

② 第2項関係

地域産業の振興は、第1項に定めるもののほか、各号の方針により推進します。

② 第2項第1号関係

「地域資源」とは、地域に潜在する有形資源をいう。

③ 第2項第2号関係

「集客による消費促進ができる枠組み」とは、地域において市内及び市外の消費者が積極的に消費行動を行う仕組みをいう。

④ 第2項第6号関係

「創業支援」とは、新たに起業する者に対する技術的及び資金的支援をいう。

⑤ 第2項第7号関係

「地産地消」とは、地域で生産された農産物を、地域で消費することをいう。

(市の役割)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、国、大阪府その他の地方公共団体及び教育機関と連携し、地域産業の振興に関する施策を計画的に実施するとともに、経済団体が実施する産業振興及び地域活性化を目的とした事業に協力するものとする。

2 市は、前項に規定するもののほか、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 商業、工業、農業、観光等の活性化のための施策

(2) 事業者の経営基盤の安定に資する施策

(3) 地域産業を担う人材育成及び雇用確保のための施策

(4) 商店街等地域に根差した商業の活性化に向けた施策

(5) 農業への理解、地産地消の推進、農地の保全と活用を促進するための施策

- (6) 観光等地域資源を整備し、新たな魅力を全国へ発信するための施策
- (7) 消費者の利益を擁護し、地域内の消費活動を増進するための施策
- (8) 産学公の連携及び交流を促進し、地域産業を活性化するための施策
- (9) 前各号に掲げるもののほか、地域産業の振興に必要な施策

① 第1項関係

市は、地域産業の発展及び市民生活の向上のため、国、大阪府及び関係機関と連携し、計画的に施策を実施するとともに、経済団体が実施する地域産業の振興を目的とした事業に協力します。

② 第2項関係

市は、第1項に定めるもののほか、各号の施策を実施します。

③ 第2項第3号関係

「地域産業を担う人材」とは、将来の地域産業を引き継ぐ人材をいう。

③ 第2項第7号関係

「消費者の利益」とは、消費者が安心安全に消費行動をすることをいう。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、自らの努力と創意工夫により経営基盤の強化及び安定に努めるものとする。

2 事業者は、社会や経済状況の変化に即応し、事業者及び農業者においては商品及びサービスの充実に努め、工業者においては技術の向上及び開発に努めるものとする。

3 事業者は、地域社会の一員として地域の発展及び安全の確保、並びに地域との調和等を目指すとともに、事業活動を通じて地域貢献及び市民生活の向上に努めるものとする。

4 事業者は、人材の育成及び地域からの雇用を確保するよう努めるものとする。

5 事業者は、商工会、商店会等経済団体へ積極的に加入するよう努めるものとする。

6 事業者は、地域の発展に欠くことのできない存在であり、各分野の枠組みを超えて相互に協力し、共存、共栄に努めるものとする。

① 第1項関係

事業者は、自らの努力と創意工夫により経営基盤の強化及び安定に努めます。

② 第2項関係

事業者は、環境の変化に対応し、サービスの充実及び技術の開発などに努めます。

③ 第3項関係

事業者は、事業活動を通じて地域の発展、地域への貢献及び市民生活の向上に努めます。

④ 第4項関係

事業者は、将来の地域産業を引き継ぐ人材を育成し、また地域の人材の雇用に努めます。

⑤ 第5項関係

事業者は、積極的に市内事業者の事業活動を支援する組織、または市内事業者で組織する団体への加入に努めます。

⑥ 第6項関係

事業者は、地域の発展に必要な存在であり、各産業分野が相互に協力して事業を実施することで共存、共栄に努めます。

(経済団体の役割)

第6条 経済団体は、事業者の自助努力及び創意工夫による事業活動を支援するとともに、市が実施する産業振興及び地域活性化を目的とした施策へ積極的に協力するよう努めるものとする。

2 経済団体は、市内で事業活動を行う事業者に対して、自らの組織強化のための加入促進を図るとともに、産業振興及び地域活性化を目的とした事業を実施するよう努めるものとする。

3 経済団体は、新たに起業を行う者に対する創業支援に努めるものとする。

① 第1項関係

経済団体は、事業者の活動を支援し、また市が実施する産業振興施策への協力に努めます。

② 第2項関係

経済団体は、自らの組織を強化するために、事業者への組織加入を促進し、また地域産業の振興を目的とした事業の実施に努めます。

③ 第3項関係

経済団体は、新たに起業する者に対して技術的及び資金的支援に努めます。

(市民の役割)

第7条 市民は、産業振興を目的とした施策及び事業に協力するとともに、自らの消費活動が市民生活の向上及び地域産業の発展に寄与することを理解し、事業者が提供した商品、サービス等の利用促進に努めるものとする。

2 市民は、地域での豊かな暮らしを実現するため、自ら消費生活に関わる知識を学び、合理的に行動するよう努めるものとする。

① 第1項関係

市民は、市及び経済団体が実施する産業振興の取り組みに協力し、また自らの消費により地域経済が活性化することを理解し、事業者が提供するサービスの利用に努めます。

② 第2項関係

市民は、豊かな暮らしを実現するため、自ら消費に関わる知識を学び、行動するよう努めます。

(教育機関の役割)

第8条 教育機関は、市、事業者、経済団体及び市民と連携し、地域振興及び地域活性化を目的とした事業に協力するよう努めるものとする。

2 教育機関は、所有する知的財産その他資源を活用し、地域に貢献するよう努めるものとする。

① 第1項関係

教育機関は、各主体と連携して地域産業の振興を目的とした取り組みへの協力に努めます。

② 第2項関係

教育機関は、所有する知的財産や資源を活用して地域に貢献するよう努めます。

(各主体の連携)

第9条 市、事業者、経済団体、市民及び教育機関は、地域産業の発展と豊かな市民生活の実現に向け相互に連携し、協力して施策の推進に努めるものとする。

各主体は、地域産業の発展と豊かな市民生活の実現に向け、連携及び協力して施策の推進に努

めます。

(産業振興を目的とした意見交換の実施)

第 10 条 市長は、地域産業の振興及び発展を目的とした施策の充実を図るため、その実施の前後において、事業者、経済団体、市民及び教育機関と適時に意見の交換を行うものとする。

市長は、産業振興の施策を実施し、または充実を図る際に、各主体と意見交換を行います。

附 則

この条例は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

この条例は、市議会の承認を受けた後、平成 27 年 7 月 1 日から施行する予定です。